平成25年3月28日

各　位

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
代表者　代表取締役社長　奥　山　　泰
（コード番号:3772　東証マザーズ）
問合せ先　ｱﾄﾞﾐﾆｽﾄﾚｰｼｮﾝ部副部長　木村　健太郎
（電話番号　03-6661-9311）

株主割当による新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成25年４月23日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された全株主の皆様に対して新株予約権を割当てることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は会社法第277条の規定に基づく株主の皆様への新株予約権無償割当てによる第５回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、「本株主割当」といいます。）により行うものであります。

記

１．割当ての概要「第５回 新株予約権」

基準日	平成25年４月23日
新株予約権の目的となる株式の種類及び総数	本新株予約権１個当たり、当社普通株式１株 本新株予約権が全て行使された場合に発行する当社普通株式の総数17,036株
新株予約権の割当てが効力を発生する日	平成25年７月１日
資金調達の額	425,900,000円
発行価額の総額	―円
発行価額	無償
新株予約権数	17,036個
行使価額	25,000円
行使期間	自平成25年７月１日　至平成25年９月30日
新株予約権行使による資金調達額	425,900,000円
募集時点における発行済株式数	17,036株
募集時における潜在株式数	行使価額25,000円における潜在株式数：17,036株
割当方法及び割当予定先	平成25年４月23日最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数につき１：１の割合をもって本新株予約権を割当てる。ただし、当社が所有する当社株式について

	は、本新株予約権を割当てない。
新株予約権の行使の条件	(1)本新株予約権は、１個を分割して一部行使することはできないものとする。 (2)本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を１個単位で行使することができる。 (3)米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。
その他	本株主割当は、①平成 25 年６月 20 日開催予定の当社定時株主総会において、(1)当社における発行可能株式総数の増加に関する定款変更、(2)ウェルス・マネジメント株式会社との株式交換、(3)ウェルス・マネジメント株式会社から当社に迎え入れる取締役１名の選任の各議案が全て承認されること、②当社における本新株予約権の発行に係る金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、③平成 25 年６月 20 日開催予定のウェルス・マネジメント株式会社定時株主総会において当社との株式交換が承認されること、並びに④当該株式交換の効力発生までに何らかの事情により当該株式交換契約の効力が失われないことを条件として、その効力が発生することになります。 なお、平成 25 年３月 28 日開催の当社取締役会にて決議しておりますウェルス・マネジメント株式会社との株式交換は、本新株予約権の行使価額の調整事由には該当致しません。

（注）ウェルス・マネジメント株式会社（以下「WM 社」といいます。）との株式交換につきましては、本日付で開示しております「ウェルス・マネジメント株式会社との株式交換契約締結に関するお知らせ」をご確認ください。

２．資金調達の理由及び資金の使途等

（１）資金調達の理由

当社は持株会社であり、傘下の連結子会社である株式会社日本証券新聞社（以下「NSJ社」といいます。）においては、既存事業として

（ⅰ）金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業

（ⅱ）新聞及び広告事業

（ⅲ）その他の事業

を営んでおりますが、経営環境悪化の影響等により平成21年６月期より４期連続で連結営業損失を計上するなど業績低迷が続いております。継続的な経費の削減を実行するなど業績の回復及び企業価値の向上を図っておりますが、平成25年２月13日に開示しておりますとおり、平成25年３月期（当期より決算期変更を行っております。）についても、連結営業損失を計上する見込みであります。売上減少の要因としては、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業においては、オンライン金融情報の無料化の流れ、システムの競争力低下によるものと、新聞及び広告事業においては、紙媒体を主力とする日本証券新聞の購読者数の減少と、オンラインメディアの事業展開の遅れによるものと考えております。

一方で当社は経営強化のため、平成21年５月に総合金融サービス企業への業容拡大を企図し、子会社（ドリームバイザー・ファイナンシャル株式会社。平成24年８月清算済み）において第一種金融商品取引業の登録を行い、FX（外国為替証拠金取引）やCFD（差金決済取引）のサービス提供等を開始し、更に平成21年12月には、当社内に「資産運用・投資助言事業準備室」を設置し、資産運用及び投資助言業への

参入の検討を開始致しました。もっとも、取り巻く事業環境の悪化等により収益基盤の確立が遅れ早期の黒字化が困難との判断により、平成22年12月に第一種金融商品取引業から撤退し、また検討を重ねておりました資産運用及び投資助言業への参入も、事業開始には至りませんでした。しかしながら、NSJ社の既存事業における顧客層（上場会社並びにその役員及びオーナー等）と金融サービス事業における顧客層（富裕層及び機関投資家）との顧客属性の共通性、当社の有する金融に関する情報収集・分析力の活用など、双方の事業にはシナジー効果が期待できると考えており、平成22年12月以降も再進出について継続して検討しておりました。

こうしたなか、上場会社が行うIR活動を支援する事業（以下「IR支援事業」といいます。）では、NSJ社がネットワークを有する企業からの委託により当該企業の会社説明会等の開催における企画、運営等及び株主・投資家向け報告書（事業報告書及び株主通信等）の作成受託等を行っており、これまでの新聞及び広告事業で築いた事業基盤を生かした発展形の事業モデルであり、その顧客企業数及び受託件数は堅調に増加し、当社の収益の柱となりつつあります。

このような事業環境のなか、当社グループは業績の回復を企図しIR支援事業を含む既存事業の強化と、金融サービス事業への再進出を含め、これらの事業とシナジーを期待できる事業への進出を検討しておりました。その結果、本日付にて開示しております「ウェルス・マネジメント株式会社との株式交換契約締結に関するお知らせ」のとおり、WM社との株式交換を行うことにより、新聞及び広告事業並びにIR支援事業等との事業シナジーが期待できる金融サービス事業への再進出を行うことと致しました。

なお、当社は平成24年９月に第３回新株予約権（平成24年９月19日、有価証券届出書を関東財務局長に提出）、12月に第４回新株予約権（平成24年12月４日、有価証券通知書を関東財務局長に提出）の発行を決議しており、それぞれ136百万円、38百万円の資金調達を行っております。第３回新株予約権による調達資金の資金使途は、①運転資金の確保を企図した財務基盤の安定化、②金融証券市場ニュースの提供事業並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化への投資、③IR支援事業の強化であり、第４回新株予約権による調達資金の資金使途は運転資金の確保を企図した財務基盤の安定化です。第３回新株予約権及び第４回新株予約権による調達資金により既存事業を展開するうえでの人件費や営業活動費用などの運転資金の確保と、金融証券市場ニュースの提供事業並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化への投資及びIR支援事業の強化を図ることが可能となり、一方で本新株予約権による調達資金により既存事業とシナジーを期待できる金融サービス事業の再進出及び同事業拡大のための資金の確保を図ることが期待できます。

今般、株式交換により当社の子会社となる WM 社は、富裕層や機関投資家を主な顧客層として、不動産及び不動産関連金融商品（以下「不動産等」といいます。）への投資に関するアセットマネジメント事業を主たる事業としており、約 555 億円（平成 24 年 3 月末時点）の顧客資産についてアセットマネジメント業務を受託しております。具体的には機関投資家等への不動産等投資に関する助言等を行う業務（アセットマネジメント業務）並びに不動産仲介、投資物件の発掘、デューデリジェンス及びドキュメンテーションなど不動産売買に関する総合的なサービス業務（アクイジションサポート業務）等を営んでおります。同社は平成 20 年のリーマンショック以降の国内外の金融・不動産業界の低迷の中においても、過去６期の内５期において経常利益を計上しております。東日本大震災直後の平成 24 年３月期にはアクイジションサポート業務の低迷と不動産等投資に関する共同出資持分の売却損等により、連結営業収益 254 百万円、同経常損失 12 百万円と損失を計上致しましたが、７期目にあたる平成 25 年３月期（今期）には連結営業収益 317 百万円、同経常利益 55 百万円と再び連結黒字に転換する見込であります。しかしながらアセットマネジメント業務に係る新規受託が同社計画どおりには進んでいないために漸減している顧客資産の拡大が同社の課題であり、そのための施策の一つとして今後は、大胆な金融緩和に伴う金融・不動産市況の回復も期待できる中、子会社（Wインベストメントパートナーズ株式会社）を通じて富裕層の資産運用や財務管理を一括して担うファミリーオフィスビジネスへの展開も計画するなど不動産等関連のみならず幅広い金融サービスの提供を予定しております。

そのようなWM社との株式交換による完全子会社化の実施（以下「本株式交換」といいます。）により、当社は金融サービス事業への再進出・参入の足掛かりとなり、WM社においても当社の子会社であるNSJ社

の有する顧客ネットワークの活用により、更なる業績の向上が期待できます。

また、NSJ社の既存事業における顧客層（上場会社並びにその役員及びオーナー等）に対する高付加価値な金融サービスの提供は、当社グループ全体の収益の多様化と顧客単価の向上に繋がり、また当社グループの既存事業においてもWM社の顧客層（富裕層及び機関投資家）とのネットワークを活かしたIR支援事業、新聞及び広告事業の拡大等により収益の改善・発展が期待できるものと考えております。このため、本株主割当による資金調達は、既存事業とのシナジー効果を期待できる金融サービス事業への再進出に要する費用及び同事業拡大のための資金に充当する予定であり、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

なお、当社は本株式交換による同事業への再進出に伴い、親会社のあかつきフィナンシャルグループ株式会社との協力関係の強化及び本株主割当により同社に割当てられる新株予約権を行使して頂くことについての具体的な協議を開始いたします。また、上述のとおりシナジー効果が期待できることから WM 社からは取締役１名を当社定時株主総会での決議を経て迎え入れ、現在の代表取締役社長に加えて代表取締役に就任する予定です。これにより、当社グループと、WM 社及びその子会社で連携を図ることが可能となります。

（２）調達資金の使途

本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額等は以下のとおりであります。

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
425,900,000	15,000,000	410,900,000

（注）１．払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を表示しております。

２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
なお、発行諸費用の主な内訳は、書類作成費用、弁護士費用、目論見書発送に係る 費用、新株予約権の原簿管理費用、登記費用等であります。

３．行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少します。

調達する資金の具体的な使途は以下のとおりであります。

具体的な使途	金　額（円）	支出予定時期
①WM 社との株式交換による同社の完全子会社に要する費用	25,000,000	平成 25 年７月～
②金融サービス事業における運転資金など事業拡大のための資金	385,900,000	平成 25 年７月～

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期が未定のため織り込むことは困難でありますが、財産の出資があった場合の調達資金は、以下のとおり充当することを予定しております。なお、以下の金額及び時期はあくまで予定であり、具体的には資金の払込みのなされた時点の状況に応じて判断いたします。

本株主割当により調達する資金については、当社グループ（当社並びに株式会社日本証券新聞社）の金融サービス事業の再進出のため、WM 社との株式交換による同社の完全子会社化に要する費用及び金融サービス事業拡大のための資金に充当する予定であります。

具体的には、

①完全子会社化に要する費用と致しましては同社（同社が受託を行う不動産を含む）に関する 契約関係や財務業績状態に関する法務、財務その他の調査費用、株式交換比率算定費用及び登記費用を想定しております。

②金融サービス事業拡大のための資金につきましては、株式交換による完全子会社化後の WM 社及びその子会社に対する出資又は貸付により、金融サービス事業における優秀な人材の確保に要する採用活動費用及び事業運営における人件費や営業活動費等の運転資金や投資などの今後展開を予定しているファミリーオフィスビジネスを含む WM 社及びその子会社における事業拡大のための資金に充当することを予定しております。

また、仮に行使が一部に留まり調達額が減少した場合には、WM 社との株式交換による同社の完全子会社化に要する費用、金融サービス事業における運転資金などの事業拡大のための資金の順に充当する予定であります。

当社は同事業への再進出により、今後営業収益の向上が期待でき、本株主割当により企業価値の向上につながるものと考えております。

（3）当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、前述のとおり、平成 21 年６月期より４期連続で連結営業損失を計上するなど業績低迷が続いており、また一方で、平成 25 年２月１日付で猶予期間が解除されたものの、平成 24 年４月以降、当社株式は株式会社東京証券取引所の上場廃止基準（上場時価総額）に抵触しておりました。このような状況下において借入れや社債の発行による資金調達の実現可能性は低く、当社の資金調達の方法は限られたものになっております。

公募については、業績低迷が続くなか、上場廃止に係る猶予期間から解除されたばかりであり、調達資金の確保が期待できないことは明白なことから、実現可能性は低いと判断いたしました。第三者割当てによる増資については過度な希薄化を招き株価に悪影響を及ぼす可能性があり株主の皆様にとって不利益となる恐れがあります。一方、株主割当の方法については、全株主の皆様に平等に機会を提供することにより、当社の現状及び資金使途に係る将来の事業の展開や方向性を広くご理解頂いた上で、一定の権利行使期間内で行使頂くか否かの投資の機会を提供することが出来るものと考えております。

これらの資金調達方法を検討した結果、株主の皆様の負担を最小限にするという観点から、本新株予約権を無償で割当てることと致しました。

（4）行使価額の決定方法

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式１株当たりの価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日（平成 25 年３月 27 日）の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「直近終値」）36,950 円を参考に、25,000 円を行使価額として平成 25 年３月 28 日開催の取締役会で決定しております。この行使価額は、直近終値から 32.3%ディスカウントした水準でありますが、これは、当社が当期を含め５期連続で連結営業損失を計上する見込みであるなど業績が低迷している現状を鑑み、本株主割当による資金調達の趣旨を株主の皆様に広くご理解頂き、当社の方針にご賛同頂いた場合に権利行使に応じていただきやすい株価とする為にディスカウント率を検討した結果のものであります。なお、当該行使価額につきましては、過去６ヶ月間の終値の平均値 28,384 円からのディスカウント率が 11.9%、過去３ヶ月間の終値の平均値 33,776 円からのディスカウント率が 26.0%、過去１ヶ月間の終値の平均値 37,782 円からのディスカウント率が 33.8%であります。

（5）潜在株式による希薄化情報等

平成 25 年２月 28 日現在の当社の発行済株式総数は 17,036 株であり、当社が保有する自己株式はございません。本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は、17,036 株（注）であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は 100.00%（小数第３位四捨五入）となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使し、かつ当該行使により交付を受ける当社株式数に端数が一切生じなかった株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合、本新株予約権の行使の結果、交付する当社普通株式の数に１株に満たない端数が生じた場合、あるいは本新株予約権の一部のみを行使した場合、株主の皆様ご所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございますが、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の権利行使に応じた形で当社の金融サービス事業の再進出の為の投資に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

（注）当該数は、当社の平成 25 年２月 28 日現在の発行済株式数の総数を基にしており、基準日は平成 25 年４月 23 日のため、変動を生ずる可能性があります。また交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとします。
また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、発行される株式数は減少します。

（７）業績に与える影響

今般の資金調達による当社グループの業績に与える影響につきましては、調達できる資金の額が未確定であるため、未定でございます。

なお、重要な影響が発生した場合は、速やかに開示させていただきます。

（８）その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本新株予約権の発行要領、９.新株予約権の行使の条件において、「米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。」という制限を設けております。

もし、今回、米国に居住する本新株予約権者様の行使を可能とすると、米国 SEC に対する登録義務が生じ、その手続に多大なコスト及び時間がかかることが想定され、円滑な資金調達が阻害されるおそれがあります。このような事態を回避するため、特定の外国居住者の行使を制限することは必要であると考えました。

さらに、本新株予約権は、当社取締役会にて承認させていただく前提において米国に居住する本新株予約権者様が本新株予約権の譲渡も可能であり、また当社株式は上場されていることから、米国に居住の当社株主様は、市場において当社の株式を取得し自らの持分割合を維持することも可能であります。これらのことから、本新株予約権について米国居住株主様（米国居住新株予約権者様）に対する行使制限をすることには、米国居住株主様（米国居住新株予約権者様）の利益との関係で相当性が認められると考えております。

以上の理由から、本新株予約権の内容として米国居住株主様（米国居住新株予約権者様)による行使制限を設定することには、株主平等原則及びその趣旨に抵触することはないと判断いたしました。

３．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な課題と認識しており、配当に関しましては、内部留保の充実を考慮したうえで、経営成績及び財政状態を考慮に入れて決定することを基本方針としております。

剰余金の配当は、期末配当の年１回を基本的な方針としておりますが、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

（２）配当決定に当たっての考え方

上記の方針に基づき、内部留保の充実を考慮したうえで、経営成績及び財政状態を考慮に入れて決定しております。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、当社グループの新規事業への投資や人材育成、営業力、商品開発力の充実を図るための投資へ充当することとしております。

4．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

（1）最近３年間の業績（連結）

決算期	平成22年６月期	平成23年６月期	平成24年６月期
営業収益（千円）	831,489	634,985	497,319
営業損失（千円）	67,240	94,394	136,759
経常損失（千円）	65,153	102,659	147,634
当期純損失（千円）	28,935	198,858	203,168
１株当たり当期純損失（円）	3,239円52銭	22,263円56銭	22,324円22銭
１株当たり配当金（円）	310円00銭	―	―
１株当たり純資産額（円）	65,095円90銭	42,522円34銭	21,129円69銭

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年２月28日）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	17,036株	100.0%
現時点の潜在株式数	50株	0.3%

（3）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による自己株式の処分

処分期日	平成24年４月16日
調達資金の額	29,168,000円（差引手取概算額）
処分価額	１株につき 金 36,000円
処分時における発行済株式数	9,745株
当該処分株式数	813株
処分後における発行済株式数	9,745株
割当先	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
処分時における当初の資金使途	運転資金
処分時における支出予定時期	平成24年５月～12月
現時点における充当状況	運転資金に充当しております。

・株主割当による新株予約権の発行（第３回新株予約権）

割当の効力が発生する日	平成24年10月16日
調達資金の額	223,197,850円（差引手取概算額）
発行価額	無償
行使価額	１株あたり23,930円
割当てた新株予約権の個数	9,745個
割当効力発生日における発行済株式総数	9,745株
割当先	平成24年10月15日最終の株主名簿に記載または記録された株主に割当
当該募集による	―株（注）

潜在株式数	
現時点における行使状況	5,691株
発行時における当初の資金使途	①財務基盤の安定化 ②金融証券市場ニュースの提供事業並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化への投資 ③IR支援事業の強化
発行時における支出予定時期	①②③ 平成25年４月以降
現時点における充当状況	充当しておりません。

（注）平成25年２月28日をもって行使期間が満了し、平成25年３月１日付で残余の新株予約権は消滅しております。

・当社取締役へのストックオプション、並びに当社親会社及び親会社の子会社役職員への割当による新株予約権の発行（第４回新株予約権）

割当の効力が発生する日	平成24年12月21日
調達資金の額	34,055,200円（差引手取概算額）
発行価額	１個あたり 167円
行使価額	１株あたり23,930円
割当てた新株予約権の個数	1,600個
割当効力発生日における発行済株式総数	第３回新株予約権の行使期間中における発行の為、割当効力発生日における発行済み株式総数は変動致します。 なお、直前月末時点（平成24年11月30日）現在の発行済み株式総数は、9,748株です。
割当先	当社取締役へのストックオプション、並びに当社親会社及び親会社の子会社役職員への割当
当該募集による潜在株式数	－株（注）
現時点における行使状況	1,600株
発行時における当初の資金使途	財務基盤の安定化
発行時における支出予定時期	平成25年４月以降
現時点における充当状況	充当しておりません。

（注）平成25年２月28日までに全部行使となっております。

（４）最近の株価の状況

①過去３年間の状況（期末）

	平成22年６月期	平成23年６月期	平成24年６月期
始値（円）	72,000	47,050	38,300
高値（円）	81,500	53,800	45,700
安値（円）	41,200	34,350	18,010
終値（円）	47,000	40,000	27,300

（注）各株価は、株式会社東京証券取引所（マザーズ市場）におけるものです。

②最近６ヶ月の状況

	平成24年9月	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月
始値（円）	23,900	25,400	23,100	22,330	21,580	27,480
高値（円）	25,400	25,400	23,200	25,000	33,850	54,000
安値（円）	22,460	21,650	20,220	20,910	21,220	27,000
終値（円）	25,400	23,370	22,350	21,570	26,510	34,000

（注）各株価は、株式会社東京証券取引所（マザーズ市場）におけるものです。

③発行決議日前日における株価

	平成25年3月27日現在
始値（円）	37,000
高値（円）	38,200
安値（円）	36,800
終値（円）	36,950

（注）各株価は、株式会社東京証券取引所（マザーズ市場）におけるものです。

（5）大株主及び所有比率

	募集前（平成24年12月31日現在）			募集後(本新株予約権が全部行使された場合)		
順位	名称	所有株式数	所有比率	名称	所有株式数	所有比率
1	あかつきﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ㈱	7,844株	52.86%	あかつきﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ㈱	15,688株	35.59%
2	島根 秀明	400株	2.69%	赤坂社中有限責任事業組合	6,668株	15.13%
3	工藤 英人	400株	2.69%	千野 和俊	3,334株	7.56%
4	目時 伴雄	348株	2.34%	目時 伴雄	1,388株	3.15%
5	山崎 和也	303株	2.04%	山崎 和也	1,212株	2.75%
6	増田 雄亮	200株	1.34%	島根 秀明	800株	1.82%
7	田村 桂子	180株	1.21%	工藤 英人	800株	1.82%
8	奥山 泰	176株	1.18%	増田 雄亮	400株	0.91%
9	山下 博	159株	1.07%	田村 桂子	360株	0.82%
10	渡邉 研二	150株	1.01%	奥山 泰	352株	0.80%
	発行済株式数	14,839株	100.00%	発行済株式数	44,074株	100.00%

（注）1．募集前の大株主構成は、平成24年12月31日時点の株主名簿を基に作成しております。

2．募集後の大株主構成は、本株主割当により発行される新株予約権が全て行使された場合に発行される新株式、本株式交換により発行される新株式、取締役会決議日の前日までに確認されている当社が発行している他の新株予約権の行使により発行される新株式、並びに平成25年3月27日までに大量保有報告書により異動が確認できるものを反映して作成しております。なお、所有比率の計算においては、単元未満株式及び自己株式を除き算出しております。

3．総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

（6）株主割当新株予約権の日程

日程	内容
平成25年3月28日	取締役会決議

平成25年３月28日	有価証券届出書提出
平成25年４月８日	基準日設定公告（予定）
平成25年４月13日	有価証券届出書効力発生（予定）
平成25年４月23日	基準日（予定）
平成25年７月１日	株主割当新株予約権効力発生（予定）
平成25年７月１日から 平成25年９月30日まで	行使期間（予定）

（注）本新株予約権に上場の予定はありません。

【ご参考】 新株予約権の発行要項

1.新株予約権の名称　　ﾄﾞﾘｰﾑﾊﾞｲｻﾞｰ・ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社第５回新株予約権

2.新株予約権の数

基準日（第５項で定義される。）の最終の発行済株式の総数（ただし、当社が有する当社株式の数を控除する。）と同数とする。

3.割当方法

株主割当の方法による。基準日（第５項で定義される。）現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式１株につき、１個の割合をもって、本新株予約権を割り当てる。ただし、当社が有する当社株式については、本新株予約権を割当てない。

4.新株予約権の払込金額　　無償

5.基準日　　平成 25 年４月 23 日（以下、「基準日」という。）

6.新株予約権の割当てが効力を発生する日

平成 25 年７月１日（以下、「効力発生日」という。）

7.新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、17,036 株とする。（本新株予約権１個の目的である株式の数（以下、「交付株式数」という。）は１株とする。）

ただし、当該数は、当社の平成 25 年２月 28 日現在の発行済株式数の総数を基にしており、基準日は平成 25 年４月 23 日のため、変動を生ずる可能性がある。また、本項によって交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(1) 当社が第 11 項の規定に従い行使価額（第 10 項に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式によって調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(2) 前号の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその理由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

8.新株予約権の行使期間

平成 25 年７月１日から平成 25 年９月 30 日までの間（以下、「行使期間」という。）とする。

ただし、行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人（会社法第 123 条に定める株主名簿管理人をいい、以下同様とする。）の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とします。

9.新株予約権の行使の条件

(1)　本新株予約権は、１個を分割して一部行使することはできないものとする。

(2)　本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を１

個単位で行使することができる。

(3)　米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。

10.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

425,900,000円

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、次号に定める行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

(2) 各本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、25,000 円とする。ただし、第 11 項の定めるところに従い調整されるものとする。

(3) 第 11 項第(2)号により、行使価額の調整が行われた場合は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

11.行使価額の調整

（1）当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{交付株式数}}$$

(2）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②株式分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当について当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③本項第(4）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当の場合は当該無償割当の効力発生日）の翌日以降、これを適用す

る。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の価額が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該価額の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該価額の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①から③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①から③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}\right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2) 号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2) 号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。但し、当社とウェルス・マネジメント株式会社との間の平成 25 年 3 月 28 日付株式交換契約に基づく株式交換によって、本項に基づく、本新株予約権の行使価額の調整は行わない。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその

旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12.本新株予約権の行使請求の方法

①本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下、「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に後記行使請求受付場所に提出しなければならない。

②本新株予約権を行使しようとする場合は、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を後記払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。

③後記行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。

13.本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が後記行使請求受付場所に到着し、かつ第 12 項②に定める振込みの入金が確認された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。

14.本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じたとき、はその端数を切り上げるものとする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

15．自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うことを当社の株主総会（株主総会が不要となる場合には、当社取締役会）で承認された場合、会社法 273 条第２項の規定に従って通知又は公告した上で、その時点において残存する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

16．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

(2)交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3)交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

(4)交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とします。

(5)交付する新株予約権の行使期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとします。

(6)交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」の定めるところと同様とします。

(7)交付する新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」の定めるところと同様とします。

(8)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(9)交付する新株予約権の取得

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の定めるところと同様とします。

17.本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

18.本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとする。

19.本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社の現状及び今後の展開、方向性を広く株主の皆様にご理解を賜り、全株主の皆様に平等にご支援及びご選択いただけますよう、株主割当の新株予約権による増資を選択し、新株予約権に関する払込金額を無償といたしました。

行使価額は、本新株予約権の行使により発行される予定の株式数、及び本新株予約権の発行目的を総合的に勘案いたしました結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日（平成 25 年３月 27 日）の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値 36,950 円を参考に、25,000 円を行使価額に設定いたしました。

20.行使請求受付場所　　三井住友信託銀行株式会社

21.払込取扱場所　　株式会社三井住友銀行　本店営業部

22.新株予約権原簿の管理　　三井住友信託銀行株式会社

23.剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第 454 条第５項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当該普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

24.その他

上記各項については、①平成 25 年６月 20 日開催予定の当社定時株主総会において、(1)当社における発行可能株式総数の増加に関する定款変更、(2)ウェルス・マネジメント㈱との株式交換、(3)ウェルス・マネジメント株式会社から当社に迎え入れる取締役１名の選任の各議案が全て承認されること、②当社における本新株予約権の発行に係る金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、③平成 25 年６月 20 日開催予定のウェルス・マネジメント㈱定時株主総会において、当社との株式交換が承認されること、並びに④当該株式交換の効力発生までに何ら

かの事情により当該株式交換契約の効力が失われないことを条件として、その効力が発生することとする。

以　上

ご注意：この文書は、ドリームバイザー・ホールディングス第５回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、又は失権にかかる投資判断については、本新株予約権の株主無償割当てにかかる目論見書を熟読されたうえで、株主個人の責任において行ってください。この文書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における、当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性があります。この文書は、米国における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、1933 年米国証券法に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。